

高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助事業）

第2条 県は、畜産物生産基盤の維持、規模拡大及び強化を図るため、高知県土佐ジロー協会及び高知県土佐はちきん地鶏振興協議会（以下「補助事業者」という。）が行う小規模鶏舎整備事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助事業の事業実施主体補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を1部知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第2号様式による申立書）を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交

付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。）をするものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- （２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- （３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者といい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （11）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。

（補助の条件）

第６条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならない。

- 2 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助事業の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第3号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を1部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- （1）補助金額が増額となる場合
- （2）補助金額を20パーセントを超えて減額する場合
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第8条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を1部知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第9条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式に

よる実績報告書を1部知事に提出しなければならない。ただし、これにより
難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、
前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等
が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、
第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該
補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の
規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた金額を上回る
部分の金額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、
速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還し
なければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審
査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が
補助金の交付の決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の
額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした
証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年
度の終了後5年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が
定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努める
ものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知
県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規
定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第3項から第5項まで、第9条、第10条第3項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	高知県小規模鶏舎整備事業費補助金	
1 補助事業者	高知県土佐ジロー協会、高知県土佐はちきん地鶏振興協議会	
2 事業実施主体	土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼養農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後5年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。	
3 補助対象事業	高知県産業振興計画で定めた目標に基づき高知県の地鶏の生産基盤の拡大及び生産流通体制の構築に資するため、次の事業を補助対象とする。 （1）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築 （2）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築 （3）衛生対策促進事業・・・衛生対策のための機能強化による鶏舎の整備及び資材の購入 （4）機能高度化・省力化促進事業・・・省力化及び生産性向上のための機械設備等の整備	
4 補助対象経費	（1）新規就農促進事業及び（2）規模拡大促進事業 建築確認を伴わない1棟当たり200㎡以下の鶏舎建築に係る経費（工事請負等による場合を含む。ただし、200㎡以下であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。） （3）衛生対策促進事業 衛生対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策の整備に係る経費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。）及び資材（薬剤・動力噴霧器等）の購入に係る経費 （4）機能高度化・省力化促進事業 ・別紙に示す機械装置の導入 ・鶏舎内環境の改善など機能高度化に資する整備に係る経費 ただし、既存の機械設備の更新は補助対象としない。	
5 補助金限度額	鶏舎1棟当たり 200万円	
6 補助率	（1）～（3） 2分の1以内 （4） 3分の1以内	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。

別紙

補助対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自動給水機、飼料混合機 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
畜産物管理・加工 機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、選卵機械装置 等

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
代表者生年月日

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付申請書

令和 年度において高知県小規模鶏舎整備事業を下記のとおり実施したので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

- (1) 事業実施計画（別紙 1）
- (2) 事業実施計画に係る実施位置図及び施工図
- (3) 事業実施計画に係る見積書の写し
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（納税義務がない場合は、そのことの申立書（第 2 号様式））
- (5) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙 2）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計	円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名（自署）

高知県税の納税義務がない旨の申立書

高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

高知県に納付すべき高知県税の納税義務はありません。

第 3 号様式（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
代表者生年月日

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の
交付の決定通知がありました令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業の実施に
ついて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県小規模鶏舎整備事
業費補助金交付要綱第 7 条の規定により承認されたく申請します。

記

（注） 記の記入要領は、別記第 1 号様式の記に準じます。この場合において、
同様式中「事業の目的」を変更（中止・廃止）理由と書き換え、変更部分
を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。 また、
添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合
のみ添えてください。

第 4 号様式（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
代表者生年月日

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で（変更）交付の決定通知がありました令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金について、下記により金 円を概算払により交付されたく、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

1 概算払請求額

（単位：円、％）

事 業 費	交付決定額①	概算払請求額②	②／①×100

2 概算払請求理由

3 振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

4 添付書類

- （1）事業実施状況報告書（別紙 3 及び 4）
- （2）（1）のほか、参考となる資料

第 5 号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
代表者生年月日

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の（変更）
交付の決定通知がありました令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業について、
下記のとおり実施しましたので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱
第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 添付書類

- （1）事業実施実績（別紙1）
- （2）事業実施実績に係る領収書の写し
- （3）写真（施工前及び完成時のもの）

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
計	円	円	円	

4 事業完了年月日

年 月 日

5 振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第 6 号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
代表者生年月日

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金
に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 高知畜産第 号で補助金の（変更）
交付の決定通知がありました令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業について、
高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第 3 項の規定により報告し
ます。

記

補助金の額の確定	
高知県補助金等交付規則第12条の規定による 補助金の確定額	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額等	円
補助金返還相当額	円

（注） 報告内容に関する参考資料を添えてください。

別紙1 事業実施計画(又は実績)

番号	補助対象事業区分	事業実施主体	実施地区	畜種名	鶏舎面積		事業効果 (増羽数)	事業内容	事業費(円) (総事業費) (事業費) (消費税)	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費の負担区分		事業期間	
	(1)新規就農促進事業 (2)規模拡大促進事業 (3)衛生対策促進事業 (4)機能高度化・省力化促進事業				県	その他					着工予定日	完了予定日		
					(円)	(円)								
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
合 計					棟	m ²	羽							

別紙 2

誓約書兼同意書

私は、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

別紙 3

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名
(生年月日：年月日)

令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知がありました、令和 年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金に係る補助事業について、補助事業開始日から令和 年 月 日までの実施状況を別紙のとおり報告します。

別紙4 事業実施状況報告

番号	補助対象事業区分	事業実施主体	実施地区	畜種名	鶏舎面積		事業効果 (増羽数)	事業内容	事業費(円) (総事業費) (事業費) (消費税)	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費の負担区分		事業期間	
	(1)新規就農促進事業 (2)規模拡大促進事業 (3)衛生対策促進事業 (4)機能高度化・省力化促進事業				棟数	面積					県 (円)	その他 (円)	着工日または着 工予定日	完了日または完 了予定日
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
					棟	m ²	羽							
合 計					棟	m ²	羽							